

～海外安全情報（広域情報）～

（件名）

年末年始に海外に渡航・滞在される方の安全対策のためのお知らせ

～テロ・感染症・麻薬犯罪等対策と「たびレジ」による緊急連絡先登録のお願い～

【概要】

1 テロ対策～先進国でも海外安全情報のチェックを～

- 11月13日、フランスのパリ及び同近郊で、多数が死傷する同時多発テロ事件が発生し、イスラム過激派組織ISIL（イラク・レバントのイスラム国）が犯行声明を発出しました。フランスでは緊急事態を宣言するなど警戒態勢が敷かれ、他の欧米各国もテロへの警戒を高めています。
- その後、米国カリフォルニア州における銃撃テロ事件が発生するなど、中東・北アフリカのみならず、先進国においてもイスラム過激派組織によるテロやこれらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しています。日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれがあります。
- 海外に渡航・滞在される方は、旅行計画の段階から渡航・滞在国に発出されている海外安全情報をよく確認し、自らの安全確保に努めてください。特にクリスマス、年末年始には多数のイベント等が開催されますが、テロの標的となりやすい場所（デパートや市場等不特定多数が集まる場所、政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設、公共交通機関、観光施設等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。
- 緊急時の連絡先として、海外に渡航される方は外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録を、3か月以上滞在される方は在留届の提出をお願いします。

2 感染症に関する安全対策

- 海外渡航では、感染症にも注意が必要です。特に中東では、中東呼吸器症候群（MERS）が流行しており、同地域に渡航する際は、ウイルスの保有宿主とされるラクダへの接触を避けるなど、感染予防に努めてください。
- 食べ物や水を介した消化器系の感染症（A型肝炎、E型肝炎、コレラ、赤痢、腸チフスなど）や動物や蚊などを媒介とした感染症（デング熱、チクングニア熱など）が流行している地域も多く、注意が必要です。事前に予防接種等を心がけるとともに、帰国時には適切に検疫を受けるようにしてください。

3 その他一般的な安全対策（麻薬犯罪等）

- 一般に海外の治安は日本と比較して必ずしも良いとは言えず、盜難等各種犯罪や性的暴行等、何らかのトラブルに巻き込まれる可能性がありますので十分注意してください。
- 特に、多くの国や地域では、麻薬等違法薬物犯罪に関する取り締まりが強化されており、罰則等も非常に厳しく、場合によっては外国人にも死刑や終身刑等の重刑が科されますので、絶対に関わらないようにしてください。
- 海外滞在中はパスポートの管理に気を配るとともに、万が一に備え、十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことをお勧めします。
- 万が一事件・事故等に遭遇した場合には、現地警察等の指示どおりに行動するほか、最寄りの日本国大使館・総領事館等にも報告してください。更に、渡航・滞在中の日程・連絡先は必ず本邦の家族等に残しておくとともに、連絡を絶やさないでください。

■ 外務省海外安全ホームページ（※各国の詳細・最新の安全情報はこちらをご覧ください。）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（携帯版）

■ 外務省海外旅行登録「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#>

■ 在留届（3か月以上滞在される方）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

■ スマートフォン用 海外安全アプリ

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

■ 問い合わせ窓口

○外務省領事サービスセンター

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関係課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報関連）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐、海外医療情報関連を除く）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5144

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3678

【本文】

1 テロ対策～先進国でも海外安全情報のチェックを～

(1) パリにおける同時多発テロ事件

11月13日夜（現地時間），フランスの首都パリ10区及び11区並びに同北部近郊の国立競技場において，銃撃による同時多発テロ事件が発生し，仏政府の発表によれば，130人が死亡し，多数が負傷しました。

フランスにおいては，緊急事態が宣言されるとともに，国境管理が強化され，引き続き厳重な警戒体制がとられています。また，ベルギーやスウェーデン等においてはテロに対する警戒度が高められたほか，他の欧米各国もテロへの警戒を高めています。

本事件については，フランス政府は，イスラム過激派組織ISIL（イラク・レバントのイスラム国）により実行されたとしており，一方，ISILは犯行声明を発出しています。

(2) 米国西部における銃撃事件等

12月2日，米国西部カリフォルニア州サンバーナディーノ市において銃撃事件が発生し，14人が死亡し，21人が負傷しました。本事件については，現地当局がテロ事件として捜査中ですが，犯人らと過激派とのつながりなどが判明したと報じられています。また，12月5日夜，英国ロンドン東部の地下鉄駅構内において，乗客がナイフで切りつけられ，2人が負傷しました。現地当局は，男を逮捕し，本事件をテロ事件として捜査しています。

(3) ISILによるテロの脅威

2014年9月，ISILは，米国をはじめとする対ISIL連合によるISILへの攻撃を批判するとともに，欧米を含む世界の（スンニ派）イスラム教徒に対して，米国，フランス，オーストラリア，カナダをはじめとする対ISIL連合諸国の国民を軍人，民間人問わず攻撃するよう扇動する声明を発出しており，その後，ISILによるとみられるテロ事件が多数発生しています。

また，ISILは，本年1月から2月にかけて，シリアにおいて，日本人男性2人を殺害したとみられる動画を発出したほか，本年9月には，ISIL機関誌において，ボスニア，マレーシア及びインドネシアの日本の外交使節（大使館等）を攻撃対象の候補として言及したことがあります。

(4) その他の脅威

さらに，ISIL以外にも，イスラム過激派組織又はこれらの主張に影響を受けているとみられる者によるテロや誘拐等が世界各地で発生しており，一匹狼（ローンウ

ルフ）型のテロも発生しています。3月のチュニジアにおける銃撃テロ事件、8月のバンコクにおける爆発事案、10月のバングラデシュにおける邦人殺害事件等では日本人も被害者となりました。今後、中東・アフリカ地域以外でも、同様の事件が発生する可能性は否定できないことから、注意が必要です。（3月26日付スポット情報「チュニジア：国立博物館における銃撃テロ事件の発生に伴う注意喚起（更新）」、8月19日付スポット情報「タイ：バンコクにおける爆発事案の発生に伴う注意喚起（更新）」、10月4日付広域情報「バングラデシュにおける邦人殺害事件の発生に伴う注意喚起」参照）

（5）テロ等に関する安全対策

ア つきましては、海外に渡航・滞在される方は、上記のような情勢に十分留意し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、外務省が発出する海外安全情報及び報道等により、最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から危機管理意識を持つよう努めてください。特にテロの標的となりやすい場所（デパートや市場等不特定多数が集まる場所、政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設、公共交通機関、観光施設等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

イ また、海外渡航前には万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

海外渡航や在留の際に、緊急事態が発生した場合、外務省からは随時情報を提供いたします。上記のパリにおける同時多発テロ事件のほか、バンコクにおける爆発事案やバングラデシュにおける邦人殺害事件等、緊急事態の発生に際しては、「たびレジ」や在留届等であらかじめメールアドレスを登録いただいた方には、一斉メールにより、情勢と注意事項をお伝えしています。

海外旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」に登録してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#>）

また、3か月以上海外に滞在する方は、必ず在留届を提出してください。

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>）

スマートフォンで、「たびレジ」に登録したり、希望する国の海外安全情報を閲覧・受信することができる「海外安全アプリ」もあわせてご利用ください。

（http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html）

ウ 実際に、テロ・爆発事件に遭遇した場合に被害を最小限に抑えるため、例えば次の諸点を心がけることをお勧めします。

<予防措置>

- 退避ルートを確認する。
- 隠れられる場所を確認する。
- 常に周囲の状況に注意を払い、不審者や不審物を見かけたら速やかにその場を離れる。

<対処法>

- その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとる。
- 頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、速やかに、低い姿勢を保つつつ安全なところに退避する。

(海外旅行のテロ・誘拐対策パンフレット

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>) も併せて参考ください。)

2 感染症に関する安全対策

年末年始期間中は、多くの方が海外へ渡航される時期です。海外滞在中に感染症にかかることなく、安全で快適な旅行となるよう、海外で注意すべき感染症及びその予防対策についてお知らせいたします。

(1) 海外での感染症予防のポイント

ア 渡航先やそこでの行動内容によって、罹患する可能性のある感染症はさまざまであり、感染症に対する正しい知識と予防方法を身につけましょう。具体的には以下のリンクをご参照ください。

(厚生労働省：年末年始における海外での感染症予防について)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/travel-kansenshou.html

イ 中東地域では、サウジアラビアを中心に中東呼吸器症候群（MERS）が流行しています。現地のヒトコブラクダがウイルスを保有していると言われており、ラクダとの接触や未殺菌乳の摂取は厳に控えるようにしてください。外務省では、MERSの流行状況について、感染症広域情報を随時発出しています（12月7日に更新）。

(感染症広域情報：MERSコロナウイルスによる感染症の発生)

ウ 最も感染する可能性が高いのは、食べ物や水を介した消化器系の感染症（A型肝炎、E型肝炎、コレラ、赤痢、腸チフスなど）があり、開発途上国など公衆衛生の整備が不十分な地域での感染リスクがより高いので、以下のことに注意しましょう。

○ 手洗いをこまめにしましょう。

食事の前には必ず石けんと水で手を洗いましょう。きれいな水が使えない場合は、手洗い後にアルコール成分を含む衛生用品の利用が効果的です。

○ 生水を飲まないようにしましょう。

未開封の市販の飲料水が最も安全です。水道水は、しっかりと沸騰させてから飲みましょう。水を沸騰させることができない場合には、飲料水消毒用薬剤を使用してください。

○ 氷を避けましょう

屋台や不衛生な飲食店で提供される氷は、病原体に汚染されていることがあるので注意しましょう。自分で氷を作る場合は、未開封の市販の飲料水を使用しましょう。

○ 完全に火の通った食べ物を食べましょう。

生鮮魚介類や生肉等を介した寄生虫疾患が流行している地域もありますので十分な注意が必要です。生鮮魚介類や生肉などは極力避け、十分に加熱されたものを食べましょう。加熱調理された料理であっても、何時間も室温で保管されると病原体が増えてしまいます。屋台や不衛生な飲食店では、作り置きされている料理が出されることがあるので注意しましょう。

○ サラダや生の野菜は避けましょう。

野菜類は生水を用いて処理されている場合など、病原体に汚染されていることがあります。野菜や果物などは、自分で皮をむいたものを食べましょう。

エ 日本で発生していない、動物や蚊・マダニなどが媒介する感染症が流行している地域も多く、注意が必要です。また、麻しん（はしか）やポリオは、日本では流行していませんが、海外では感染があるので同様に注意が必要です。

オ 西アフリカのギニアでは、エボラ出血熱が引き続き流行しています。外務省では、同国について、2014年8月8日より感染症危険情報を継続して発出しています（1月9日に更新）。

（感染症危険情報：ギニアにおけるエボラ出血熱の流行）

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?infocode=2015T127>

なお、感染者数等についての最新情報は、感染症広域情報でご確認ください（11月30日に更新）。

（感染症広域情報：エボラ出血熱の発生状況）

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2015C349>

また、厚生労働省は、日本入国前の21日間にギニアへの渡航歴がある方に対し健康状態の監視を行っています。詳細は、以下のリンクよりご確認ください。

（厚生労働省：「エボラ出血熱について」）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

（2）渡航前の予防接種について

海外へ渡航される方は、渡航先の感染症発生状況に関する情報を事前に入手し、予防接種が受けられる感染症については、余裕をもって医師に相談しておくなど、適切な感染予防を心がけましょう。

（FORTH /厚生労働省検疫所「予防接種機関の探し方」）

<http://www.forth.go.jp/useful/vaccination02.html>

（3）帰国後に体調が悪くなったら

ア　日本国内の空港や港では検疫所が設置されており、渡航者の方を対象に健康相談を行っています。帰国時に発熱や下痢の症状があるなど、体調に不安がある場合は、検疫所係官にご相談ください。

イ　感染症には、潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）が数日から1週間以上と長いものもあり、帰国後しばらくしてから具合が悪くなることがあります。その際は、早急に医療機関を受診し、渡航先、滞在期間、現地での飲食状況、渡航先での行動、家畜や動物との接触の有無、ワクチン接種歴などについて必ずお伝えください。

ウ　中東呼吸器症候群（MERS）が流行している中東地域に渡航歴のある方で、発熱・咳・呼吸困難などの急性呼吸器症状がある方や、MERSが疑われる患者又はラクダと接触した可能性がある方は、各空港等に配置された検疫所の検疫ブース又は健康相談室で検疫官にお申し出ください。帰国後2週間以内に上記の症状が見られた場合には、直ちに最寄りの保健所に連絡するようお願いします。

エ エボラ出血熱の流行国であるギニアに渡航歴のある方は、各空港等に配置された検疫所の検疫ブース又は健康相談室で検疫官にお申し出ください。万が一、入国後に体調を崩した場合、まず最寄りの保健所に連絡してください。

(4) 海外の感染症に関する情報

海外の感染症に関する情報は、厚生労働省検疫所及び外務省のホームページから入手することができます（以下のリンク参照）。出発前に渡航先の感染症の流行状況等に関する情報を入手することをお勧めします。また、日本国内の空港や港の検疫所においても、リーフレット等を用意し情報提供を行っていますので、ご活用ください。

○感染症に関するホームページ

■世界各地の感染症発生状況

FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/index.html>

外務省海外安全ホームページ> 医療・健康関連情報

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

■感染症別の詳細情報

FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ > 感染症についての情報

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name.html>

国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ > 疾患別情報

<http://idsc.nih.go.jp/disease.html>

■渡航先の医療機関等情報

外務省ホームページ>海外渡航・滞在>海外安全対策 >世界の医療事情（在外公館医務官情報）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

3 その他一般の安全対策

一般に海外の治安は日本と比較して必ずしも良いとは言えず、何らかのトラブルに巻き込まれる可能性は排除できません。海外旅行の際には、法制度、文化、風俗・習慣等のすべてが日本とは異なることを強く認識して、トラブルに巻き込まれないよう十分注意し、楽しい旅行にすることが大切です。

海外滞在中、できるだけ安全かつ快適にお過ごしいただくため、また、不測の事態に巻き込まれることなく無事に帰国するための注意事項を以下のとおりお知らせいたします。

旅行中、万が一事件・事故等に遭遇した場合には、現地警察等の指示どおりに行動するほか、最寄りの日本国大使館・総領事館等にも報告してください。更に、旅行中の日程・連絡先は必ず本邦の家族等に残しておくとともに、旅行の間も家族等との連絡を絶やさないでください。

(1) 各種犯罪被害について

いずれの国や地域においても多種多様な犯罪が発生し、また多くの旅行者が被害に遭っています。海外滞在中は、どの国や地域を訪問しても何らかの犯罪に巻き込まれるおそれがあることを常に念頭に置いて、慎重に行動するようにしてください。

基本的な心構え（対策）は次のとおりです。

- 多額の現金や多くの貴重品を持ち歩かない。
- 空港や市内両替所で多額の両替・換金をしない。
- 目立たない行動や服装を心がける。
- 夜間あるいは人通りの少ない場所の一人歩きは避ける。
- タクシーを利用する際は、いわゆる「白タク（先方から声をかけてきて客を乗せ込む性質のもの）」は絶対に利用せず、たとえば最寄りの大きなホテルまで行って乗る等の工夫を心がける。
- 見知らぬ人から日本語や片言の英語等で親しそうに話しかけられた場合、誘いに乗って一緒に行動すると、睡眠薬強盗（睡眠薬を入れた飲食物を勧められ、意識を失っている間に所持品を奪われる）やいかさま賭博、あるいは「ぼったくり」等の被害に遭う可能性が高いので、ついていかない。（可能であれば最初から取り合わないように心がける。）
- 生命と身体の安全を最優先する。強盗に遭っても、相手が武器を持っていることを想定し抵抗しない。
- 現地の風俗・習慣に配慮する。日本人同士で集団で騒ぐ等、現地の人々の感情を刺激するような行為は慎む。

(2) 麻薬等違法薬物犯罪に関する注意

多くの国や地域では、麻薬等違法薬物犯罪に関する取り締まりが強化されています。罰則等も非常に厳しく、場合によっては外国人にも死刑や終身刑等の重刑が科されます。「旅行者だから少しぐらい・・・」といった甘い考えは絶対に通用しません。違法薬物には絶対に興味を示さないようにすることはもちろん、繁華街の路地裏など麻薬・薬物犯罪の温床となるような場所には近づかない、不審なもの（タバコ、高級茶葉と称される例が多い）を購入しない、そして、見知らぬ人物から物品の購入や運搬

を依頼されても決して応じないことが肝要です。なお、自分では気付かないうちに「運び屋」として利用される可能性もあるので、出国の際、見知らぬ人物又は知り合ったばかりの人物から、「△△氏へのおみやげを持って行って欲しい。」などの依頼を受けた場合は、毅然とした態度をもって断りましょう。また、知らない間に手荷物に薬物等を入れられてしまうこともあるので、空港等においては手荷物から目を離さず、管理を徹底してください。

（3）旅行制限区域及び写真・ビデオ撮影の制限等について

多くの国や地域では、政府関係施設や軍事施設及び軍事関連施設、あるいは宗教施設等の立入りが厳しく制限されています。慎重に行動してください。

また、これら施設や設備がある場所の周辺では写真・ビデオ撮影が禁止されている場合が多く、現地法令に基づき、カメラ等所持品の没収のほか、逮捕・拘束されるおそれがあるため、最大限の注意が必要です。日本にいるのと同じ感覚で行動することは厳に慎み、たとえば撮影の前には、必ず周囲の係員や現地の人々等に制限の有無等について確認を求めるようしてください。

（4）女性への性的暴行に対する注意

近年、海外において日本人女性が性的暴行の被害に遭う事例が多発しています。海外に渡航・滞在する際には、渡航先の如何によらず以下の事項に留意し、自らの安全確保に努めてください。

- 女性の単独行動や夜間の外出は控える。
- 旅行中に親しげに声をかけてくる外国人に対しては、安易に信用せず、警戒心を忘れずに、少しでも不審に思ったときははっきりと断る。観光案内を持ちかけられてもついていかない（日本語で話しかけ、日本での滞在経験や日本人の知り合いの名前に言及するなどして旅行者を安心させてだますような巧妙な手口も発生しており、注意が必要です。）
- 知らない人に勧められた飲食物を安易に口にしない。
- 過度な飲酒は控える。
- 過度な肌の露出を避ける。
- ホテルの部屋等においてドアをノックされ、ドアを開ける場合は、防犯チェーンを掛けたままで相手を確認する。（ホテルのスタッフのように見えたり、水道や電気の修理人に見えても、頼んだ覚えがなければフロントに確認を取る。）
- タクシーを利用する場合は、タクシー乗り場から正規のタクシーを利用し、白タク等の営業許可を受けていないタクシーには絶対に乗らない。

不幸にもこのような犯罪の被害者となってしまった場合には、速やかに最寄りの警察か、日本国大使館・総領事館にご相談ください。大使館・総領事館では被害者の個人情報を厳格に管理し、被害者の方の人権にも最大限配慮して対応させて頂きますので、安心してご相談ください。

（5）旅券（パスポート）の管理及び携行義務について

最近、世界各地で日本人の旅券（パスポート）の紛失・盗難事案が多発しています。紛失や盗難を防ぐためにも、（イ）パスポート等貴重品の入ったバッグは身体から離さない、（ロ）バスや地下鉄の車内ではリュック等は身体の前で抱える、（ハ）人混みの中では荷物から目を離さないといった行動を心がけてください。

万が一パスポートを紛失したり、盗難に遭ったりした場合は、直ちに現地の警察に赴き、紛失届あるいは被害届を提出し、いずれかの写し又は紛失・被害証明入手するとともに、日本国大使館又は総領事館の領事窓口までご連絡・ご相談ください。多くの国や地域では、外国人はパスポートを常時携行することが法律で義務付けられており、警察官に職務質問を受け、また提示を求められた場合にはこれに応じなければなりません。違反すると罰金等を科されることもありますので、パスポートの常時携行が義務づけられている国・地域では、紛失したり盗難に遭ったりしないよう十分注意し、管理を徹底しつつ携行するようにしてください。

（6）海外旅行保険

国や地域によっては、突然事故に遭い、また病気や怪我をして病院に搬送されても、実費あるいは保険等による治療費の負担が保証されないと、診察や治療が受けられない（断られる）ことや、治療費が支払われないと退院を認めないことがあります。また医療水準や衛生事情により、その国では必要な治療が受けられず、他国や日本への緊急移送が必要となる場合もあります。当然のことながら保険に入っていないと、時には数千万円にものぼる高額な医療費・移送費を全て自己負担しなければなりませんので、万が一に備え、十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておかれることをお勧めします。

（了）